

平成23年11月30日(水)開催

総務委員会会議順序

開議時刻	本会議	散会後
会議室	総務委員会	会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

(1) 平成23年11月定例会追加主要事項について

(2) その他

○ 次回委員会

平成23年12月19日(月) 午前10時～

○ 閉 会

平成23年度11月補正予算額一覧表
(追加分)

(単位:百万円)

区 分		補正前の額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(246,414) 254,368	()	(246,414) 254,368	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	(1,699) 25,597	()	(1,699) 25,597
		災 害 復 旧	(81) 6,662	()	(81) 6,662
		国 直 轄	(1,963) 9,114	()	(1,963) 9,114
	C 国庫補助事業費		(6,832) 48,705	()	(6,832) 48,705
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(178,630) 218,075	(1,091) 1,274	(179,721) 219,349
		運 営 費	(24,121) 28,465	()	(24,121) 28,465
	E 単県行政施策費		(32,693) 83,333	()	(32,693) 83,333
	一般会計の計		(492,433) 674,319	(1,091) 1,274	(493,524) 675,593
	特別会計の計		261,338		261,338
合 計		(492,433) 935,657	(1,091) 1,274	(493,524) 936,931	
企業会計の計		11,554	5	11,559	

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額の内訳(一般会計)

(追加分)

(単位:百万円)

区 分	補正前の額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
総 務 部	(195,942) 205,255	(32) 32	(195,974) 205,287
県 民 生 活 部	(8,155) 11,077	(15) 15	(8,170) 11,092
環 境 文 化 部	(3,246) 4,329	(10) 10	(3,256) 4,339
保 健 福 祉 部	(85,780) 123,587	(37) 37	(85,817) 123,624
産 業 労 働 部	(5,879) 17,860	(13) 13	(5,892) 17,873
農 林 水 産 部	(16,785) 38,646	(55) 55	(16,840) 38,701
土 木 部	(15,468) 65,163	(40) 40	(15,508) 65,203
警 察 本 部	(40,899) 45,603	(195) 195	(41,094) 45,798
教 育 委 員 会	(117,412) 159,926	(687) 870	(118,099) 160,796
諸 局	(2,867) 2,873	(7) 7	(2,874) 2,880
合 計	(492,433) 674,319	(1,091) 1,274	(493,524) 675,593

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額款別一覧表

(追加分)

(単位:百万円)

【歳入】

款別	区分	補正前の額(A)	補正予算額(B)	合計 (A)+(B)
県	税	188,913		188,913
地方消費税清算金		34,207		34,207
地方譲与税		23,156		23,156
地方特例交付金		2,293		2,293
地方交付税		170,606	486	171,092
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		5,312		5,312
使用料及び手数料		6,021		6,021
国庫支出金		77,338	183	77,521
財産収入		1,297		1,297
寄附金		24		24
繰入金		40,634	605	41,239
諸収入		12,496		12,496
県債		111,322		111,322
合	計	674,319	1,274	675,593

【歳出】

款別	区分	補正前の額(A)	補正予算額(B)	合計 (A)+(B)
議会費		1,666	2	1,668
総務費		42,134	61	42,195
民生費		96,929	18	96,947
衛生費		26,765	19	26,784
労働費		10,346	5	10,351
農林水産業費		36,360	55	36,415
商工費		7,551	9	7,560
土木費		62,836	40	62,876
警察費		45,603	195	45,798
教育費		172,026	870	172,896
災害復旧費		4,909		4,909
公債費		103,646		103,646
諸支出金		63,348		63,348
予備費		200		200
合	計	674,319	1,274	675,593

平成 23 年 度

11月補正予算額事項別一覧表(追加分)

平成 23 年 11 月 30 日

知事直轄, 総合政策局, 総務部

平成23年度 11月補正予算額一覧表(追加分)

(単位:千円)

区 分		補正前の額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(174,557,009)	()	(174,557,009)	
		177,526,826		177,526,826	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()
		国 直 轄 等	()	()	()
	C 国庫補助事業費	()	()	()	
		205,097		205,097	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(8,362,621)	(31,749)	(8,394,370)
			10,740,001	31,749	10,771,750
	E 単県行政施策費	運 営 費	(4,175,134)	()	(4,175,134)
		4,320,243		4,320,243	
		(8,846,840)	()	(8,846,840)	
		12,462,778		12,462,778	
	一般会計の計	(195,941,604)	(31,749)	(195,973,353)	
		205,254,945	31,749	205,286,694	
特別会計の計					
		174,287,060		174,287,060	
合 計		(195,941,604)	(31,749)	(195,973,353)	
		379,542,005	31,749	379,573,754	
企業会計の計					

()は一般財源

平成23年度 11月補正予算額事項別一覧(追加分)

(単位:千円)

分類	事項名	総務管理職員費		
D	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	(2,146,776) 2,450,964	(10,524) 10,524	(10,524) 10,524	
説明	給与改定による増			
分類	事項名	税務行政職員費		
D	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	(1,780,107) 1,780,107	(12,663) 12,663	(12,663) 12,663	
説明	給与改定による増			
分類	事項名	統計管理職員費		
D	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	(19,724) 170,924	(1,309) 1,309	(1,309) 1,309	
説明	給与改定による増			
分類	事項名	消防防災職員費		
D	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	(247,711) 269,703	(1,919) 1,919	(1,919) 1,919	
説明	給与改定による増			

()は一般財源

平成23年度 11月補正予算額事項別一覧(追加分)

(単位:千円)

分類	事項名	退職・時間外勤務手当費		
D	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	(3,575,723)	(5,334)	(5,334)	
	5,475,723	5,334	5,334	
説明	給与改定による増			
D分類計	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	(12,537,755)	(31,749)	(31,749)	
	15,060,244	31,749	31,749	
一般会計計	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	(195,941,604)	(31,749)	(31,749)	
	205,254,945	31,749	31,749	
特別会計計	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	()	()	()	
	174,287,060			
計	補正前の額	補正協議額	補正予算額	
	(195,941,604)	(31,749)	(31,749)	
	379,542,005	31,749	31,749	

()は一般財源

平成23年度

11月補正予算額事項別一覧表
(追加分)

平成23年11月30日

県民生活部

平成23年度11月補正予算額一覧表(追加分)

(単位:千円)

区 分		補正前の額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(664,958)	()	(664,958)	
		1,610,358		1,610,358	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()
		国 直 轄	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(112,322)	()	(112,322)	
		645,376		645,376	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(2,397,512)	(15,620)	(2,413,132)
			2,423,674	15,620	2,439,294
		運 営 費	(2,393,839)	()	(2,393,839)
		2,854,890		2,854,890	
E 単県行政施策費	(2,586,726)	()	(2,586,726)		
	3,541,943		3,541,943		
一 般 会 計 の 計	(8,155,357)	(15,620)	(8,170,977)		
	11,076,241	15,620	11,091,861		
特別会計の計					
	869,768		869,768		
合 計		(8,155,357)	(15,620)	(8,170,977)	
	11,946,009	15,620	11,961,629		
企業会計の計					

()は一般財源

平成23年度 11月補正予算額事項別一覧(追加分)

(単位:千円)

分類	事項名	県民生活部関係人件費		
		補正前の額	補正協議額	補正予算額
D		(2,397,512)	(15,620)	(15,620)
		2,423,674	15,620	15,620
説明	給与改定による増			
D分類計		(4,791,351) 5,278,564	(15,620) 15,620	(15,620) 15,620
一般会計 の計		(8,155,357) 11,076,241	(15,620) 15,620	(15,620) 15,620

()は一般財源

平成23年度

11月補正予算額一覧表(追加分)

平成23年11月30日

企業局

平成23年度11月補正予算額一覽表（追加分）

企 業 局
（単位：千円）

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合計 (A) + (B)	
電 気 事 業	収益 の 収 支	電気事業収益	2,219,965	0	2,219,965
		電気事業費用	2,133,488	2,312	2,135,800
		当年度純利益	86,477	△ 2,312	84,165
	資本 の 収 支	資本の収入	1,905	0	1,905
		資本の支出	892,469	0	892,469
		資金過不足額	△ 890,564	0	△ 890,564
工 業 用 水 道 事 業	収益 の 収 支	工業用水道事業収益	3,699,289	0	3,699,289
		工業用水道事業費用	3,095,369	2,845	3,098,214
		当年度純利益	603,920	△ 2,845	601,075
	資本 の 収 支	資本の収入	4,003,285	0	4,003,285
		資本の支出	5,432,679	0	5,432,679
		資金過不足額	△ 1,429,394	0	△ 1,429,394
合 計	収益 の 収 支	事業収益	5,919,254	0	5,919,254
		事業費用	5,228,857	5,157	5,234,014
		当年度純利益	690,397	△ 5,157	685,240
	資本 の 収 支	資本の収入	4,005,190	0	4,005,190
		資本の支出	6,325,148	0	6,325,148
		資金過不足額	△ 2,319,958	0	△ 2,319,958

平成23年度11月補正予算額事業別一覧表（追加分）

電気事業会計

（単位：千円）

分類	科目		既定予算額	補正予算額	説明
	款	項			
収益	電気事業	営業収益	2,111,058	0	
		財務収益	20,932	0	
		営業外収益	80,741	0	
		特別利益	7,234	0	
		合計	2,219,965	0	
収益的	電気事業	営業費用	1,868,006	2,312	発電所運転経費 職員給与費 2,312
		財務費用	206,867	0	
		営業外費用	48,615	0	
		予備費	10,000	0	
		合計	2,133,488	2,312	
		費用	財源内訳	国庫補助金	80,731
企業債					
その他	2,052,757			2,312	
当年度純利益			86,477	△ 2,312	

平成23年度11月補正予算額事業別一覧表（追加分）

工業用水道事業会計

（単位：千円）

分類	科目		既定予算額	補正予算額	説明
	款	項			
収益	工業用水道事業	営業収益	3,557,681	0	
		財務収益	50,686	0	
		営業外収益	86,922	0	
		特別利益	4,000	0	
		合計	3,699,289	0	
的収	工業用水道事業	営業費用	2,589,713	2,845	工業用水給水経費 職員給与費 2,845
		財務費用	375,742	0	
		営業外費用	117,914	0	
		予備費	12,000	0	
		合計	3,095,369	2,845	
支用	財源内	国庫補助金			
		企業債			
		その他	3,095,369	2,845	
当年度純利益			603,920	△2,845	

総務委員会資料

平成 23 年 度

11月補正予算額事項別一覧表(追加分)

平成23年11月30日

出納局, 議会事務局, 人事委員会事務局, 監査事務局

平成23年度11月補正予算額一覧表(追加分)

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	計 (A)+(B)
一 般 会 計	A 義務的経費	() 5,000	()	5,000
	B 公共事業費	()	()	
	C 国庫補助事業費	()	()	
	D 基準人件費	(390,612) 390,612	(2,959) 2,959	(393,571) 393,571
	行政運営費	(367,535) 367,965	()	(367,535) 367,965
	E 単県行政施策費	(48,135) 48,135	()	(48,135) 48,135
	一般会計の計	(806,282) 811,712	(2,959) 2,959	(809,241) 814,671
特別会計の計		4,116,837		4,116,837
合 計		(806,282) 4,928,549	(2,959) 2,959	(809,241) 4,931,508

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額事項別一覧(追加分)

(単位:千円)

分類	事項名	出納局職員費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
D		(390,612)	(2,959)	(2,959)
		390,612	2,959	2,959
説明	出納局職員に係る給与費の増			
D分類計		(758,147)	(2,959)	(2,959)
		758,577	2,959	2,959
一般会計		(806,282)	(2,959)	(2,959)
の計		811,712	2,959	2,959
特別会計		()	()	()
の計		4,116,837		
出納局		(806,282)	(2,959)	(2,959)
の計		4,928,549	2,959	2,959

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額一覧表(追加分)

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	計 (A)+(B)
一 般 会 計	A 義務的経費	()	()	
	B 公共事業費	()	()	
	C 国庫補助事業費	()	()	
	D	(1,233,293)	(1,977)	(1,235,270)
	基準人件費	1,233,293	1,977	1,235,270
	行政	(433,181)	()	(433,181)
	運営費運営費	433,181		433,181
計	E 単県行政施策費	()	()	()
	一般会計の計	(1,666,474) 1,666,474	(1,977) 1,977	(1,668,451) 1,668,451
	特別会計の計			
	合 計	(1,666,474) 1,666,474	(1,977) 1,977	(1,668,451) 1,668,451

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額事項別一覧(追加分)

(単位:千円)

分類	事項名	議会事務局職員費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
D		(262,162)	(1,977)	(1,977)
		262,162	1,977	1,977
説明	議会事務局職員に係る給与費の増			
D分類計		(1,666,474)	(1,977)	(1,977)
		1,666,474	1,977	1,977
一般会計		(1,666,474)	(1,977)	(1,977)
の計		1,666,474	1,977	1,977
特別会計		()	()	()
の計				
議会事務局		(1,666,474)	(1,977)	(1,977)
の計		1,666,474	1,977	1,977

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額一覧表(追加分)

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	計 (A)+(B)
一 般 会 計	A 義務的経費	()	()	
	B 公共事業費	()	()	
	C 国庫補助事業費	()	()	
	D	(100,703)	(622)	(101,325)
	基準人件費	100,703	622	101,325
	行政	(21,723)	()	(21,723)
	運営費運営費	22,195		22,195
計	()	()	()	
	E 単県行政施策費	()	()	()
	一般会計の計	(122,426)	(622)	(123,048)
		122,898	622	123,520
特別会計の計				
合 計		(122,426)	(622)	(123,048)
		122,898	622	123,520

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額事項別一覧(追加分)

(単位:千円)

分類	事項名	人事委員会事務局職員費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
D		(100,703)	(622)	(622)
		100,703	622	622
説明	人事委員会事務局職員に係る給与費の増			
D分類計		(122,426)	(622)	(622)
		122,898	622	622
一般会計		(122,426)	(622)	(622)
の計		122,898	622	622
特別会計		()	()	()
の計				
人事委員会		(122,426)	(622)	(622)
事務局の計		122,898	622	622

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額一覧表(追加分)

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	計 (A)+(B)
一 般 会 計	A 義務的経費	()	()	
	B 公共事業費	()	()	
	C 国庫補助事業費	()	()	
	D	(155,476)	(953)	(156,429)
	基準人件費	155,476	953	156,429
	行政	(8,045)	()	(8,045)
	運営費	8,045		8,045
	運営費	8,045		8,045
E 単県行政施策費	()	()	()	
一般会計の計	(163,521)	(953)	(164,474)	
	163,521	953	164,474	
特別会計の計				
合 計		(163,521)	(953)	(164,474)
		163,521	953	164,474

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額事項別一覧(追加分)

(単位:千円)

分 類	事 項 名	監査事務局職員費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
D		(139,210)	(953)	(953)
		139,210	953	953
説 明	監査事務局職員に係る給与費の増			
D分類計		(163,521)	(953)	(953)
		163,521	953	953
一般会計		(163,521)	(953)	(953)
の 計		163,521	953	953
特別会計		()	()	()
の 計				
監査事務局		(163,521)	(953)	(953)
の 計		163,521	953	953

()は一般財源

総務委員会資料(Ⅲ)

1 1月定例会追加主要事項

- 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ P 1

平成23年11月30日

総 務 部

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	平成23年10月19日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うとともに、昇給の基準を改める等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	平成23年度11月補正予算案に計上予定
備 考	

1 岡山県職員給与条例の一部改正

(1) 給料月額の設定

現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。

(2) 昇給の基準の改正

職員の昇給は、任命権者が定める期間における勤務成績及び勤務の状況に応じて行うものとし、当該期間の末日の翌日から昇給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けた場合等は、これらの事由を併せて考慮するものとする。

(3) 期末手当及び勤勉手当の設定

ア 平成23年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合

平成23年12月に支給される再任用職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。(() 内は特定幹部職員の支給割合)

支給期	期末手当		勤勉手当	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
12月	100分の137.5 (100分の117.5)	100分の142.5 (100分の122.5)	100分の67.5 (100分の87.5)	100分の70 (100分の90)

イ 平成24年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合

再任用職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。(() 内は特定幹部職員の支給割合)

支給期	期末手当		勤勉手当	
	平成23年度	平成24年度以降	平成23年度	平成24年度以降
6月	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の67.5 (100分の87.5)	100分の70 (100分の90)
12月	100分の142.5 (100分の122.5)	100分の137.5 (100分の117.5)	100分の70 (100分の90)	100分の70 (100分の90)

ウ 勤勉手当は、任命権者が定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給するものとする。

(4) 住居手当の設定

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当(現行月額2,500円)を廃止する。

(5) 通勤手当の設定

交通機関利用者等に係る1箇月当たりの通勤手当の全額支給の最高限度額を62,000円(現行60,000円)に改める。

2 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正

現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料月額の設定

現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。

(2) 期末手当の設定

ア 平成23年度の期末手当の支給割合

平成23年12月に支給される期末手当の支給割合を次のように改める。

支給期	期末手当	
	現 行	改 定 後
12月	100分の155	100分の160

イ 平成24年度以降の期末手当の支給割合

期末手当の支給割合を次のように改める。

支給期	期末手当	
	平成23年度	平成24年度以降
6月	100分の140	100分の145
12月	100分の160	100分の155

4 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(1) 勤勉手当の改定

勤勉手当は、公営企業管理者が定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給するものとする。

(2) 住居手当の改定

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当（現行月額2,500円）を廃止する。

5 その他規定の整備を行う。

6 施行期日等

(1) この条例は、公布の日（1(2)、1(3)イ及びウ、1(5)、3(2)イ並びに4(1)は平成24年4月1日、1(4)及び4(2)は平成25年4月1日）から施行する。

(2) 1(1)、2及び3(1)は平成23年4月1日から、1(3)ア及び3(2)アは平成23年12月1日から適用する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百三十七・五」を「百分の百四十二・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十二・五」、「に」、「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」を「百分の六十五」と、「百分の百四十二・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の七十」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

(省略)

第二条 岡山県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「一年間」を「において任命権者が定める期間」に改め、「勤務成績」の下に「及び勤務の状況」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第四条第六項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、「四号給()」の下に「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして」を加え、「管理又は監督の地位にある」を削り、同条第七項中「四号給()」の下に「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして」を加え、「管理又は監督の地位にある」を削る。

第十条の六第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、

「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十一条第二項第一号ただし書及び第三号中「六万円」を「六万二千元」に改める。

第十九条第二項中「百分の百四十二・五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五、」を「百分の百二十二・五」に、「百分の六十五、」と、「百分の百四十二・五」を「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十」に改める。

第十九条の四第一項中「に対し、」の下に「その者の基準日以前において任命権者が定める期間における勤務成績及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

(岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(省略)

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		378,000
2		427,000
3		480,000
4		546,000
5		623,000
6		729,000
7		853,000

第八条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十二・五、」に、「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」を「百分の百四十、」と、「百分の百四十二・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十二・五、」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十、」と、「百分の百四十二・五」を「百分の百四十五」と、「百分の百三十七・五」に、「百分の百六十

」を「百分の百五十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	401,000
2	462,000
3	525,000
4	611,000
5	712,000
6	813,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	334,000
2	370,000
3	399,000

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十二・五、」に、「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」を「百分の百四十、」と、「百分の百四十二・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第七条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五、」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十、」と、「百分の百四十二・五」を「百分の百四十五」と、「百分の百三十七・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

(岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第八条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一号中「第三号」を「次号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする

第十二条中「に対し、」の下に「その者の基準日以前において公営企業管理者が定める期間にお

ける勤務成績及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条（岡山県職員給与条例（以下「職員給与条例」という。）第十条の六の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第八条（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第四条の三の改正規定を除く。）並びに附則第五項の規定は平成二十四年四月一日から、第二条（職員給与条例第十条の六の改正規定に限る。）及び第八条（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第四条の三の改正規定に限る。）の規定は平成二十五年四月一日から施行する。

(適用)

2 第一条の規定（職員給与条例別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）による改正後の職員給与条例の規定、第三条の規定による改正後の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「改正後の教職員の給与条例」という。）の規定、第四条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。））の規定、第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第六条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。））の規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成二十三年四月一日から、第一条の規定（職員給与条例別表第一から別表第五までの改正規定を除く。）による改正後の職員給与条例の規定、第四条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第六条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の職員給与条例、改正後の教職員の給与条例、第四条の規定による改正後の任期付職員条例又は第六条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後条例等」と総称する。）の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員給与条例、第三条の規定による改正前の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例、第四条の規定による改正前の任期付職員条例又は第六条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後条例等の規定による給与の内払とみなす。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

4 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百三十七・五」を「百分の百四十二・五」に改める。

5 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百四十二・五」を「百分の百三十七・五」に改める。

（人事委員会への委任）

6 附則第三項に定めるもののほか、この条例（第八条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

改正理由

平成二十三年十月十九日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うとともに、昇給の基準を改める等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>(期末手当) 第十九条 1略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百四十二・五を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第十九条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百二十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百四十二・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 6略</p> <p>(勤勉手当) 第十九条の四 1略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しく</p>	<p>(期末手当) 第十九条 1略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第十九条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 6略</p> <p>(勤勉手当) 第十九条の四 1略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しく</p>

3
5
略

二

は失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額

3
5
略

二

は失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額

岡山県職員給与条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第四条 1～4略</p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績及び勤務の状況に応じて、行うものとする。この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後における最初の三月三十一日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。</p> <p>8～10略</p> <p>（住居手当）</p> <p>第十条の六 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支</p>	<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第四条 1～4略</p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、三号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後における最初の三月三十一日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。</p> <p>8～10略</p> <p>（住居手当）</p> <p>第十条の六 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支</p>

給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。次号及び次項において同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）

二 略

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

（通勤手当）

第十一条 1 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万二千円

給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。第三号及び次項において同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）

三 略

二 当該職員の所有に係る住宅（人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

二 略

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる職員 二千五百円

三 前項第三号に掲げる職員 第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

（通勤手当）

第十一条 1 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万円を超

を超えるときは、支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と六万二千円との差額の二分の一を六万二千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万二千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 略

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が六万二千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と六万二千円との差額の二分の一を六万二千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 8 略

（期末手当）

第十九条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第十九条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

えるときは、支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額と六万円との差額の二分の一を六万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 略

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が六万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と六万円との差額の二分の一を六万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 8 略

（期末手当）

第十九条 1 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百四十二・五を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第十九条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」とする。

4 5 6 略

(勤勉手当)

第十九条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前において任命権者が定める期間における勤務成績及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 5 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百四十二・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の七十」とする。

4 5 6 略

(勤勉手当)

第十九条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 5 略

一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第四条関係）

新

（給与の特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する職員をいう。）である職員及び特定地方独立行政法人の職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

給 号	給料月額 円
1	378,000
2	427,000
3	480,000
4	546,000
5	623,000
6	729,000
7	853,000

25略

（給与条例の適用除外等）

第八条 1略

2 特定任期付職員に対する給与条例第一条第一項、第三条、第八条の三第一項、第十八条の四第一項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「災害派遣手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第七条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項及び第十八条の四第一項中「第八条の二第一項に規定する

旧

（給与の特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する職員をいう。）である職員及び特定地方独立行政法人の職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

給 号	給料月額 円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

25略

（給与条例の適用除外等）

第八条 1略

2 特定任期付職員に対する給与条例第一条第一項、第三条、第八条の三第一項、第十八条の四第一項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「災害派遣手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第七条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項及び第十八条の四第一項中「第八条の二第一項に規定する

職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百四十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。

職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

新	旧
<p>（給与条例の適用除外等） 第八条 1略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第一条第一項、第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「災害派遣手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第七条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項及び第十八条の四第一項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等） 第八条 1略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第一条第一項、第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「災害派遣手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第七条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項及び第十八条の四第一項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百四十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。</p>

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第六条関係）

新

（給与の特例）
 第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号	給	給料月額
1		401,000
2		462,000
3		525,000
4		611,000
5		712,000
6		813,000

2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号	給	給料月額
1		334,000
2		370,000
3		399,000

3 6略

（給与条例の適用除外等）

第六条 1略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例
 第一条第一項、第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一
 項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一
 条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「災害派遣手当及び

旧

（給与の特例）
 第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号	給	給料月額
1		400,000
2		461,000
3		524,000
4		610,000
5		711,000
6		812,000

2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号	給	給料月額
1		333,000
2		369,000
3		398,000

3 6略

（給与条例の適用除外等）

第六条 1略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例
 第一条第一項、第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一
 項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一
 条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「災害派遣手当及び

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第五条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項及び第十八条の四第一項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百四十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第五条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項及び第十八条の四第一項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第七条関係）

新	旧
<p>（給与条例の適用除外等） 第六条 1略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例 第一条第一項、第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一 項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一 条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「災害派遣手当及び 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県 条例第三十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第 五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第三条中「 この条例」とあるのは、「この条例及び任期付研究員条例第五条の 規定」と、給与条例第十八条の三第一項及び第十八条の四第一項 中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第 八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第 三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分 の百四十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百 五十五」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等） 第六条 1略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例 第一条第一項、第三条、第十八条の三第一項、第十八条の四第一 項及び第十九条第二項の規定の適用については、給与条例第一 条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは、「災害派遣手当及び 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県 条例第三十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第 五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第三条中「 この条例」とあるのは、「この条例及び任期付研究員条例第五条の 規定」と、給与条例第十八条の三第一項及び第十八条の四第一項 中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第 八条の二第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第 三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分 の百四十」と、「百分の百四十二・五」とあるのは「百分の 百六十」とする。</p>

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第八条関係）

新	旧
<p>(住居手当)</p> <p>第四条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）</p> <p>二 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第十二条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前において公営企業管理者が定める期間における勤務成績及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の公営企業管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員で公営企業管理者が定めるものについても、同様とする。</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第四条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。第三号において同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）</p> <p>二 当該職員の所有に係る住宅（別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他別に定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>三 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第十二条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の公営企業管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員で公営企業管理者が定めるものについても、同様とする。</p>